

Q & A

Q1 大切な財産である自動車を
使えなくしてしまうことは、財
産権の侵害に当たるのではない
でしょうか？

A1 財産権は絶対不可侵のもの
ではなく、公共の福祉の見地か
ら合理的な範囲内で制限を加え
ることは許されています。自動
車NOx・PM法に基づく車種規制は、
人の健康を保護する上で維持さ
れることが望ましい基準である
環境基準を確保するために、従
来からの対策だけでは環境基準
を確保することができない地域
に限って行われるもので、しかも、
平均使用年数を参考に適用猶予
期間を設定し、負担が過度に大
きくならないように配慮して実
施されている規制です。

Q2 対策地域外のトラックが、
車種規制が開始されてからも対
策地域内を走行するのは不公
平ではないでしょうか？

A2 対策地域内で排出されてい
る自動車排出ガスの総量から見
れば、例えば、関東4都県内を走
行する自動車のうち、4都県外で
登録されている車の割合は1割以
下と推定されており、いわゆる
流入車が対策地域内の大気汚染
に及ぼす影響は限られたものとな
っています。また、対策地域
以外の地域から流入してくる車
を規制するためには、数多くの
道路を常に監視しなければならず、
人手と費用の負担が大き過ぎる
ことや、かえって交通渋滞や特
定の道路への交通の集中など新
たな問題の原因になることも予
想され、規制の対象とはしませ
んでした。なお、このような流
入車については、指導・啓発に
よって車種規制に適合した車の
使用を促すこととしています。

自動車NOx・PM法対策地域以
外の地域において、自動車を保
有されている方も、なるべく対
策地域内を通らないようにする
とか、より低公害な自動車を導

入するなど、自動車による大気汚染の防止にご協力をお願いします。

Q3 使用過程車に取り付けてNOx・PM両方を除去し排出基準を達成できる装置はあるでしょうか？

A3 NOx・PM両方を減少する使用過程車用の装置の開発は技術的に難しく、今のところ有効な装置はないと考えています。

Q4 自動車NOx・PM法による規制のほかに、条例による規制もあるようですが、どうなっているのでしょうか。

A4 自動車NOx・PM法のほかにも、自治体によっては、独自の規制を条例で定めている場合があります。こうした場合には、自動車NOx・PM法のほかに条例

も適用されることとなりますのでご注意ください。条例の詳細については、それぞれの自治体にお問い合わせください。

Q5 改正前の自動車NOx法に適合していない自動車も新しいNOx・PM法の適用を受け、使用可能最終日が延びるのでしょうか。

A5 改正前の自動車NOx法に不適合の自動車は、従来から自動車検査証の備考欄に記載されている使用可能最終日以降は特定地域内に使用の本拠を置くことはできません。なお、ディーゼル乗用車や新たに対策地域に追加指定された市区町村に使用の本拠があるトラック、バス等については、今まで自動車NOx法の適用を受けていませんので、自動車NOx・PM法による使用可能最終日の判定が行われず。